第五十二条の四　組合は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は市場において卸売の業務を行う者に対し、前条の認定のため必要と認められる資料の提供その他必要な協力を求めなければならない。

（漁獲・特定養殖共済の共済限度額の算定に関する特約に係る要件）

第五十三条　法第百十一条第三項の農林水産省令で定める要件は、当該特約の対象とする令第十六条に規定する漁業の種類の漁業に係る生産金額が対象漁業に係る生産金額に二分の一を乗じて得た額を超えないものであることとする。

（二以上の漁業の種類を対象とする共済契約に係る基準共済掛金率を用いた算定の方法）

第五十四条　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約に係る純共済掛金率は、主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額以上である場合にあつては主たる漁業の属する区分の基準共済掛金率を用いるものとし、主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額に満たない場合にあつては主たる漁業の属する区分の基準共済掛金率と従たる漁業の属する区分の基準共済掛金率を総和平均して得たものを用いるものとする。

（共済金の金額の算定に用いる割合）

第五十五条　法第百十三条第一項の農林水産省令で定める割合は、次の各号に掲げる共済契約の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約　主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額以上である場合にあつては主たる漁業の漁業の種類に応じ次号に規定する割合とし、主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額に満たない場合にあつては主たる漁業の漁業の種類に応じ次号に規定する割合と従たる漁業の漁業の種類に応じ次号に規定する割合を総和平均して得た割合する。

二　前号に掲げる共済契約以外のもの　第一号漁業に属する漁業の種類にあつては百分の七十、第二号漁業に属する漁業及び特定養殖業に属する養殖業の種類にあつては百分の八十とする。

（共済金の支払に関する特約の要件）

第五十六条　法第百十三条第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る生産金額を差し引いて得た金額（以下この条において「事故額」という。）がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）とすること。

二～四　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（共済金の金額の算定に用いる割合）

第五十三条　法第百十三条第一項の農林水産省令で定める割合は、第一号漁業にあつては百分の七十、第二号漁業にあつては百分の八十とする。

（新設）

（共済金の支払に関する特約の要件）

第五十四条　法第百十三条第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額（以下この条において「事故額」という。）がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）とすること。

二～四　（略）